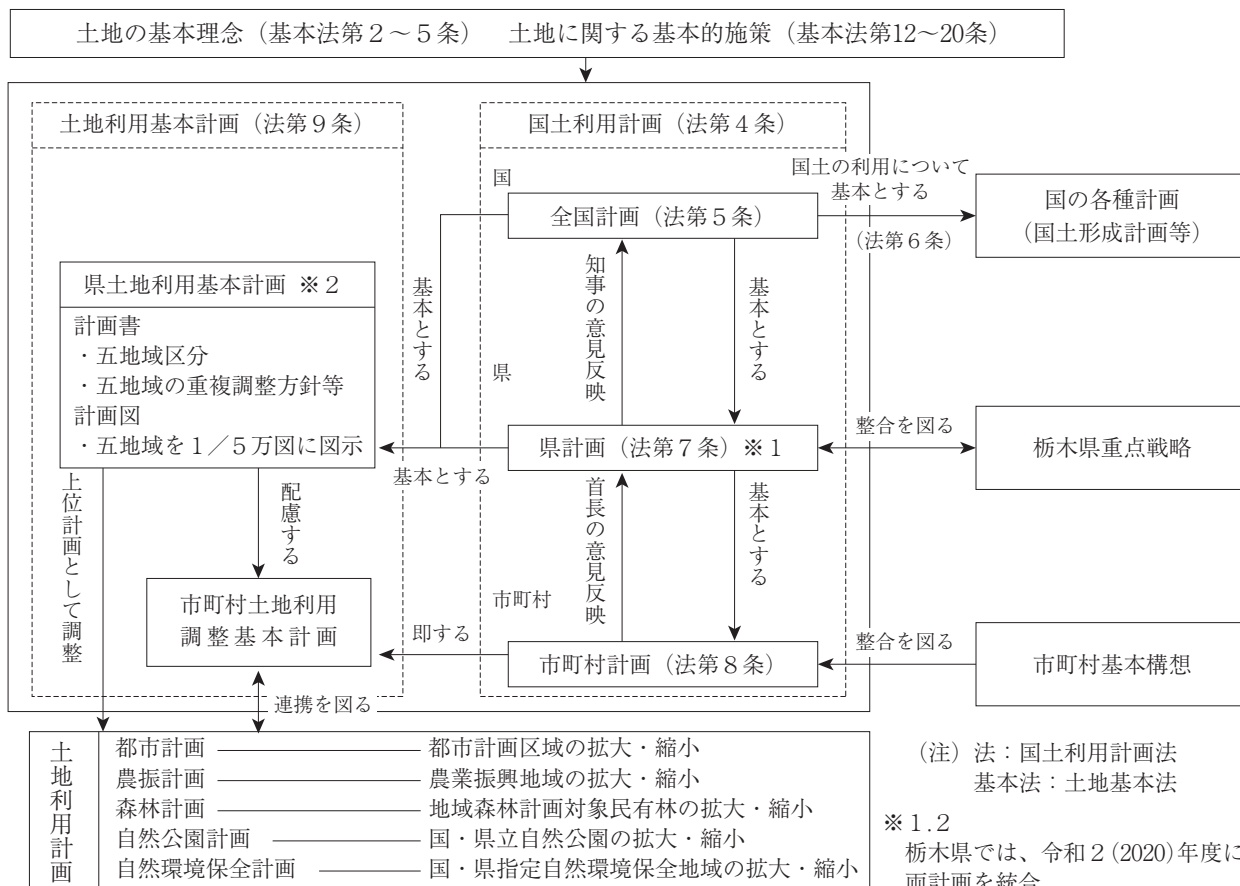


# 第3章 土地利用の計画

図3-1 国土利用計画等の体系



## 1 土地基本法

- 土地基本法は、バブル期の地価高騰による住宅取得の困難化、社会資本整備への支障等の当時の社会的問題への対応を背景に、地価対策を図ることを主眼に投機的取引の抑制をはじめ土地対策の方向性を総合的に示すことを目的に、平成元年に制定されました。
- その後、人口減少・高齢化の進展により顕在化してきた所有者不明土地問題等の諸課題に対応し、適正な土地の利用及び管理の確保、地籍調査の円滑化・迅速化を一体的に措置するため、令和2年に一部が改正され、同年5月には土地政策の総合的な推進を図るための具体的施策の方向性を示す「土地基本方針」が新たに策定されました。

## 2 国土利用計画

- 国土利用計画は、国土利用計画法第2条に示された国土利用の基本理念に即して、公共の福祉を優先させ、自然環境の保全を図りつつ、長期にわたって安定した均衡ある国土の利用を確保することを目的として策定されるものであり、全国計画、県計画、市町村計画から構成されます。

(図3-1)

(国土利用計画全国計画)

- 国土利用計画全国計画は、国土の利用に関して国の各種計画の基本となるとともに、県計画や土地利用基本計画の基本となる計画です。

(国土利用計画栃木県計画)

- 国土利用計画栃木県計画は、県土利用の基本方針及び基本方向、規模の目標などの県土の利用に関し必要な事項を定めたもので、県土利用に関する行政上の指針となる計画です。また、栃木県土地利用基本計画や国土利用計画市町村計画の基本となるものです。
- 従前の計画は、内容の一部が栃木県土地利用基本計画と重複していたことから、目標年次を迎えた令和2(2020)年度に両計画を統合し、栃木県土地利用基本計画に一本化しました。

表3-1 国土利用計画市町村計画策定状況

(令和5(2023)年12月31日現在)

市町村名	名称	目標年次	策定日	市町村名	名称	目標年次	策定日
佐野市	第2次佐野市計画	H41(2029)	H30(2018). 3. 15	益子町	益子町計画	H17(2005)	H13(2001). 3. 9
小山市	小山市計画	R7(2025)	R3(2021). 3. 10	茂木町	茂木町計画	H12(2000)	H4(1992). 3. 25
大田原市	大田原市計画	H28(2016)	H20(2008). 3. 18	壬生町	壬生町計画	H17(2005)	H13(2001). 9. 18
那須塩原市	那須塩原市計画	R9(2027)	H29(2017). 3. 23	野木町	野木町計画	R7(2025)	R3(2021). 2. 2
さくら市	第2次さくら市計画	H38(2026)	H29(2017). 3. 21	塩谷町	塩谷町計画	H17(2005)	H13(2001). 3. 15
那須烏山市	第2次那須烏山市計画	R10(2028)	R2(2020). 2. 10	那須町	那須町計画	H27(2015)	H20(2008). 12. 5
下野市	第二次下野市計画	H37(2025)	H28(2016). 3. 10				
上三川町	上三川町計画	H32(2020)	H28(2016). 3. 23				

表3-2 五地域区分の指定状況

区分	面積 (ha)	細区分	参考
	割合 (%)		
都市地域	413,344	市街化区域 市街化調整区域 用途地域 その他の都市地域	都市計画区域
	64.5		
農業地域	285,692	農用地区域 その他の農業地域	農業振興地域
	44.6		
森林地域	347,990	保安林 その他の森林地域	森林計画区域
	54.3		
自然公園地域	133,443	特別地域 普通地域	国(県)立 自然公園区域
	20.8		
自然保全地域	5,281	原生自然環境保全地域 特別地域 普通地域	国(県)指定 自然環境保全地域
	0.8		
五地域計	1,185,750		
	185.0		
白地地域	2,692		
	0.4		
県土面積	640,809	(令和5(2023)年3月31日現在)	
	100.0		

(注) 五地域計の面積は、各地域に重複があるため県土面積より大きくなっている。

(国土利用計画市町村計画)

- 国土利用計画市町村計画は、市町村における土地利用に関する行政上の指針となるもので、全国計画や県計画に比べ即地的な検討を加えることが可能であるため、より実効性を高め、地域特性に応じたきめ細かな土地利用計画として活用することができます。令和5(2023)年12月31日現在では、14市町で策定されています。(表3-1)

### 3 栃木県土地利用基本計画

- 栃木県土地利用基本計画は国土利用計画法第2条に示された基本理念に即し、県土の適正かつ合理的な土地利用を図るため、県土利用の基本方針や利用目的別に区分した五地域を表示したものです。(図3-1, 資料1)
- この計画は「都市計画法」、「森林法」等の個別規制法に基づく諸計画に対する上位計画として行政内部の総合調整機能を果たすとともに、土地取引に関しては直接的に、開発行為については個別規制法を通じて間接的に、規制の基準としての役割を果たしています。
- この計画による地域の指定状況は、上記の表のとおりですが、土地利用の必要性から五地域が重複して指定されているものがあります。このため、重複地域では、当該地域の諸条件を十分考慮して、土地利用の優先順位、誘導の方向等を配慮した調整方針を定めて適切な土地利用を図っています。(表3-2)
- この計画がその機能と役割を十分に果たすよう、社会・経済情勢の推移に伴う土地利用の動向や個別規制法の運用状況等を総合的に把握しながら、将来にわたる適切な土地利用の方向を検討するため土地利用動向調査を実施しています。

図3—2 都市計画区域の指定状況

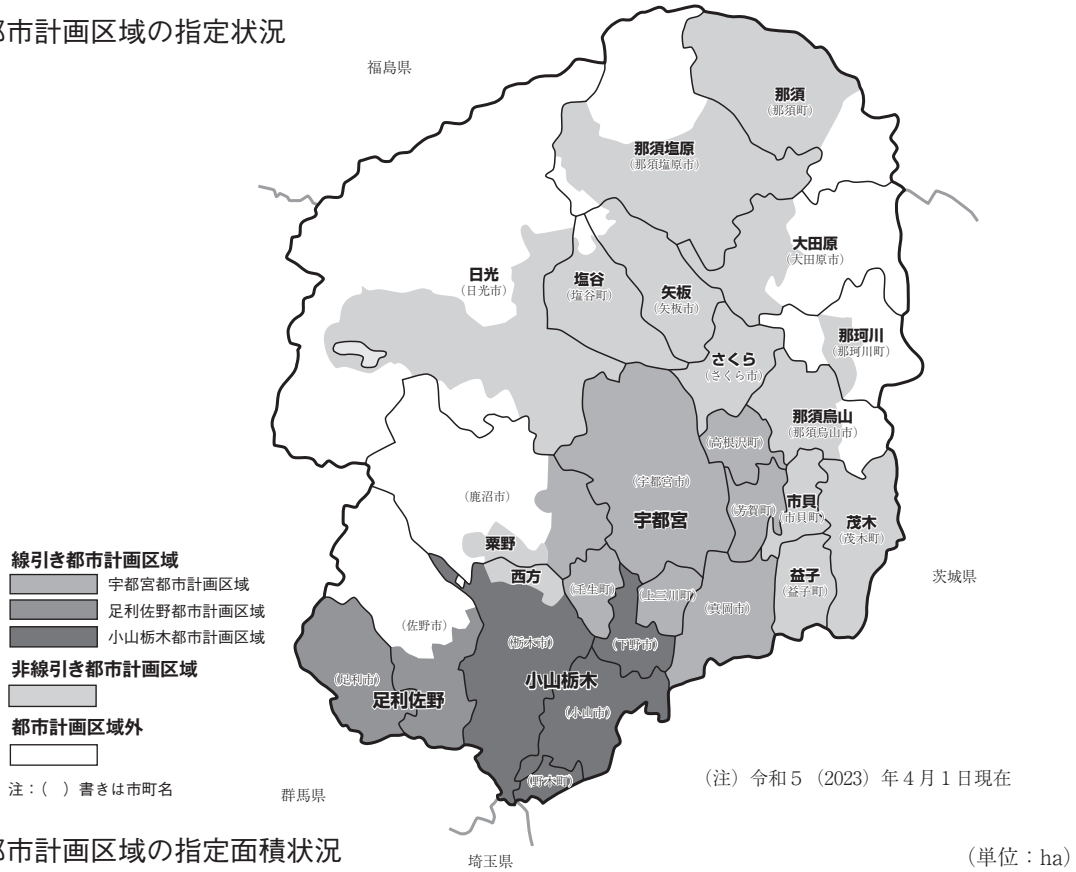


表3—3 都市計画区域の指定面積状況

(単位：ha)

区 分	面 積				備 考
	都市計画区域	市街化区域	市街化調整区域	用途地域	
線引き都市計画区域	183,904	30,119.4	153,784.6	30,119.4	13市町
非線引き都市計画区域	229,440	—	—	8,754.2	14市町
計	413,344	30,119.4	153,784.6	38,873.6	25市町*

資料：県土整備部都市計画課

(注) 令和5(2023)年4月1日現在

※鹿沼市：宇都宮都市計画区域（線引き）と栗野都市計画区域（非線引き）が併存する  
 栃木市：小山栃木都市計画区域（線引き）と西方都市計画区域（非線引き）が併存する

#### 4 都市計画

- 都市計画は、都市の健全な発展と秩序ある整備を図るための土地利用、都市施設の整備及び市街地開発事業などに関する計画です。(図3—2, 表3—3)
- 都市は市民の生活の場であると同時に経済活動の場でもあることから、都市計画においては、「健康で文化的な都市生活」と「機能的な都市活動」を両立させていくことを基本的な目標としています。また、この実現にあたっては、土地利用を個人の自由意志に委ねることなく、「適正な制限のもとに土地の合理的な利用を図る」必要があります。  
 さらに、このような考えに基づき都市計画の策定、都市の整備や保全を進めるにあたっては、「農林漁業との健全な調和を図る」こととされています。
- 都市計画では、まず、人口の増加や産業の発展などにより、放置しておけば生活環境が悪くなると予想される区域について、一定の基準に基づき「都市計画を策定する場」として都市計画区域を定めています。都市計画区域は、必ずしも行政区域にとらわれず、自然的条件及び人口・産業などの社会的動向から見て、一体の都市として総合的に整備あるいは保全する必要がある区域を指定することになっています。  
 本県の都市計画区域は、令和5(2023)年4月1日現在、17区域25市町で指定されておりその面積は413,344haで県土面積の64.5%、区域内人口は令和4(2022)年3月31日現在で約187万人で県人口の約97%となっています。(図3—2, 表3—3)
- また、この区域においては、「市街化区域及び市街化調整区域」、用途地域等の「地域地区」、道路、公園、下水道等の「都市施設」、土地区画整理事業等の「市街地開発事業」などの都市計画を定め、都市の整備、開発及び保全を図っていくこととなっています。

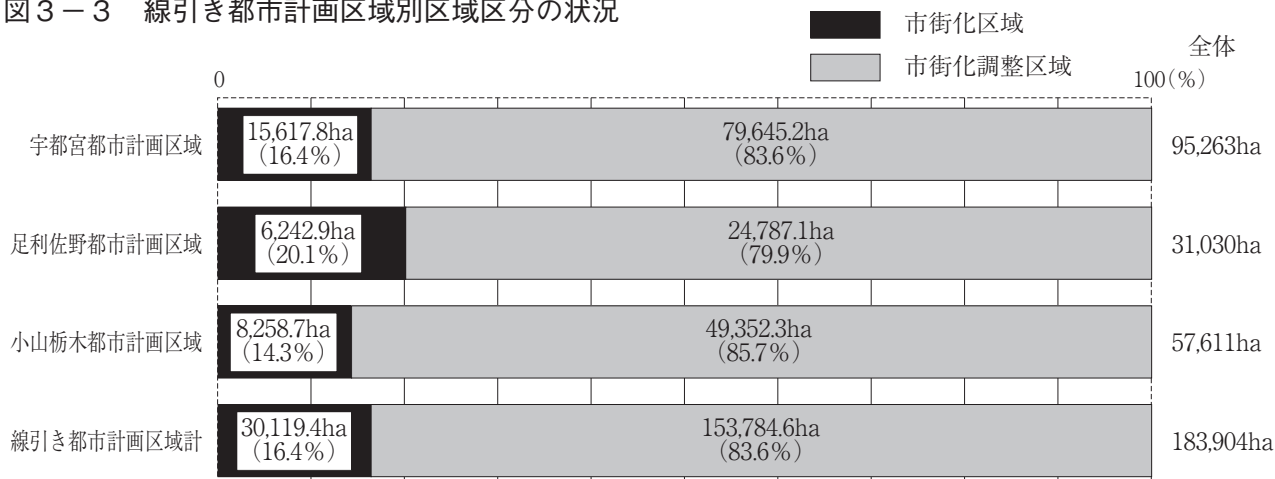
表3-4 用途地域の現況

令和5（2023）年4月1日現在

用途地域		面積 (ha)		構成比
住居系	第一種低層住居専用地域	4,291.1	25,589.4	65.8
	第二種低層住居専用地域	60.2		
	第一種中高層住居専用地域	3,502.9		
	第二種中高層住居専用地域	1,531.9		
	第一種住居地域	13,524.6		
	第二種住居地域	2,096.3		
	準住居地域	582.4		
	田園住居地域	0		
商業系	近隣商業地域	1,165.8	2,240.0	5.8
	商業地域	1,074.2		
工業系	準工業地域	3,583.1	11,044.2	28.4
	工業地域	2,567.6		
	工業専用地域	4,893.5		
合計		38,873.6		100.0

資料：県土整備部都市計画課

図3-3 線引き都市計画区域別区域区分の状況



(令和5（2023）年4月1日現在)


資料：県土整備部都市計画課

【区域区分（市街化区域及び市街化調整区域）】


- 都市計画においては、無秩序な市街化を防止し計画的な市街化を進めるため、都市計画区域を区分して「市街化区域」と「市街化調整区域」を定めることができます。
- 市街化区域は、“既に市街地を形成している区域”及び“概ね10年以内に優先的かつ計画的に市街化を図るべき区域”で、市街化調整区域は“市街化を抑制すべき区域”として定められます。この区域区分（線引き）は都市における産業活動の利便、居住環境の保全、合理的な土地利用及び効率的な公共投資に役立っています。
- 本県では令和5（2023）年4月1日現在、8市5町でこの区域区分を定めており、市街化区域の総面積は約30,119.4haで、区域区分を定めた都市計画区域の約16.4%となっています。

(図3-3)

図3—4 13種類の用途地域

<p><b>第一種低層住居専用地域</b></p>  <p>低層住宅の良好な環境を守るための地域です。小規模なお店や事務所をかねた住宅、小・中学校などが建てられます。</p>	<p><b>第二種低層住居専用地域</b></p>  <p>主に低層住宅の良好な環境を守るための地域です。小・中学校などのほか、150㎡までの一定のお店などが建てられます。</p>	<p><b>第一種中高層住居専用地域</b></p>  <p>中高層住宅の良好な環境を守るための地域です。病院、大学、500㎡までの一定のお店などが建てられます。</p>
<p><b>第二種中高層住居専用地域</b></p>  <p>主に中高層住宅の良好な環境を守るための地域です。病院、大学などのほか、1,500㎡までの一定のお店や事務所など必要な便利施設が建てられます。</p>	<p><b>第一種住居地域</b></p>  <p>住居の環境を守るための地域です。3,000㎡までの店舗、事務所、ホテルなどは建てられます。</p>	<p><b>第二種住居地域</b></p>  <p>主に住居の環境を守るための地域です。10,000㎡までの店舗、事務所、ホテル、カラオケボックスなどは建てられます。</p>
<p><b>準住居地域</b></p>  <p>道路の沿道において、自動車関連施設などの立地と、これと調和した住居の環境を保護するための地域です。</p>	<p><b>田園住居地域</b></p>  <p>農地と調和した低層住宅の良好な環境を守るための地域です。農産直売所や農家レストランなどが建てられます。</p>	<p><b>近隣商業地域</b></p>  <p>近隣の住民が日用品の買物をする店舗等の業務の利便の増進を図る地域です。住宅や店舗のほか、小規模の工場も建てられます。</p>
<p><b>商業地域</b></p>  <p>銀行、映画館、飲食店、百貨店、事務所などの商業等の業務の利便の増進を図る地域です。住宅や小規模の工場も建てられます。</p>	<p><b>準工業地域</b></p>  <p>主に軽工業の環境悪化の恐れのない工業の業務の利便を図る地域です。危険性、環境悪化が大きい工場のほかは、ほとんど建てられます。</p>	<p><b>工業地域</b></p>  <p>主として工業の業務の利便の増進を図る地域で、どんな工場でも建てられます。住宅や10,000㎡までのお店は建てられますが、学校、病院、ホテルなどは建てられません。</p>

**工業専用地域**



専ら工業の業務の利便の増進を図る地域です。どんな工場でも建てられますが、住宅、お店、学校、病院、ホテルなどは建てられません。

- 【用途地域】**
- 人口や産業の集中する都市では、放置しておく多様な用途の建物が無秩序に混在し、居住環境や生産環境が悪化していきます。用途地域は、地域地区の基本となるもので、建築物の用途、形態、容積等について一定のルールを定めることにより、都市における建築物用途の純化と土地の合理的利用を図り、居住環境の快適性、都市活動の利便性を確保しようとするものです。
  - 本県では、令和5（2023）年4月1日現在、25市町、38,873.6haに用途地域が定められており、その内訳は住居系25,589.4ha（用途地域総面積の65.8%）、商業系2,240.0ha（同5.8%）、工業系11,044.2ha（同28.4%）となっています。（表3—4）

資料：県土整備部都市計画課

# 用途地域による建築物の用途制限の概要

各用途地域における住居の環境の保護や、商業・工業などの業務の利便の増進を図るために、建築することができる建築物の用途に、次のような制限があります。

用途地域内の建築物の用途制限 〇 建てられない用途 ①、②、③、④、▲ 面積、階数等の制限あり		第一種低層住居専用地域	第二種低層住居専用地域	第三種中層住居専用地域	第四種中層住居専用地域	第一種住居地域	第二種住居地域	準住居地域	田園住居地域	近隣商業地域	商業地域	準工業地域	工業地域	工業専用地域	備考
住宅、共同住宅、寄宿舎、下宿		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
兼用住宅で、非住宅部分の床面積が、50㎡以下かつ建築物の延べ面積の2分の1以下のもの		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	非住宅部分の用途制限あり
店舗等	店舗等の床面積が 150㎡以下のもの		①	②	③	○	○	○	○	○	○	○	○	④	① 日用品販売店舗、喫茶店、理髪店及び建具屋等のサービス業用店舗のみ。2階以下。 ② ①に加えて、物品販売店舗、飲食店、損保代理店・銀行の支店・宅地建物取引業等のサービス業用店舗のみ。2階以下。 ③ 2階以下 ④ 物品販売店舗、飲食店を除く ■ 農産物直売所、農家レストラン等のみ。2階以下。
	店舗等の床面積が 150㎡を超え、500㎡以下のもの			②	③	○	○	○	■	○	○	○	○	④	
	店舗等の床面積が 500㎡を超え、1,500㎡以下のもの				③	○	○	○	○	○	○	○	○	④	
	店舗等の床面積が1,500㎡を超え、3,000㎡以下のもの					○	○	○	○	○	○	○	○	④	
	店舗等の床面積が3,000㎡を超え、10,000㎡以下のもの						○	○	○	○	○	○	○	④	
	店舗等の床面積が10,000㎡を超えるもの									○	○	○	○		
事務所等	事務所等の床面積が 150㎡以下のもの				▲	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	事務所等の床面積が 150㎡を超え、500㎡以下のもの				▲	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	事務所等の床面積が 500㎡を超え、1,500㎡以下のもの				▲	○	○	○	○	○	○	○	○	○	▲ 2階以下
	事務所等の床面積が1,500㎡を超え、3,000㎡以下のもの					○	○	○	○	○	○	○	○	○	
事務所等の床面積が3,000㎡を超えるもの						○	○	○	○	○	○	○	○		
ホテル、旅館					▲	○	○	○	○	○	○	○	○	▲ 3,000㎡以下	
遊戯施設 風俗施設	ボーリング場、スケート場、水泳場、スキー場、ゴルフ練習場、バレーボール練習場等					▲	○	○	○	○	○	○	○	○	▲ 3,000㎡以下
	カラオケボックス等						▲	▲	○	○	○	▲	○	○	▲ 10,000㎡以下
	麻雀屋、ぱちんこ屋、勝馬投票券発売所、場外車券場、射的場等						▲	▲	○	○	○	○	○	○	▲ 10,000㎡以下
	劇場、映画館、演芸場、観覧場、ナイトクラブ等							▲	○	○	○	○	○	○	▲ 客席 200㎡未満
キャバレー、料理店、個室付浴場等											○	▲	○	▲ 個室付浴場等を除く	
公共施設 病院・学校等	幼稚園、小学校、中学校、高等学校	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	大学、高等専門学校、専修学校等			○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	図書館等	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	巡査派出所、公衆電話所等	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	神社、寺院、教会等	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	病院			○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	公衆浴場、診療所、保育所等	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	老人ホーム、福祉ホーム等	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	老人福祉センター、児童厚生施設等	▲	▲	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	▲ 600㎡以下
	自動車教習所					▲	○	○	○	○	○	○	○	○	▲ 3,000㎡以下
工場 倉庫等	単独車庫（附属車庫を除く）			▲	▲	▲	▲	○	○	○	○	○	○	○	▲ 300㎡以下 2階以下
	建築物附属自動車車庫	①	①	②	②	③	③	○	①	○	○	○	○	○	① 600㎡以下 1階以下 ② 3,000㎡以下 2階以下 ③ 2階以下
	倉庫業倉庫								○	○	○	○	○	○	
	自家用倉庫					①	②	○	■	○	○	○	○	○	① 2階以下かつ1,500㎡以下 ② 3,000㎡以下 ■ 農産物及び農業の生産資材を貯蔵するものに限る。
	畜舎（15㎡を超えるもの）					▲	○	○	○	○	○	○	○	○	▲ 3,000㎡以下
	パン屋、米屋、豆腐屋、菓子屋、洋服店、畳屋、建具屋、自転車店等で作業場の床面積が50㎡以下		▲	▲	▲	○	○	○	▲	○	○	○	○	○	原動機の制限あり
	危険性や環境を悪化させるおそれが非常に少ない工場						①	①	①	■	②	②	○	○	原動機・作業内容の制限あり 作業場の床面積
	危険性や環境を悪化させるおそれが少ない工場										②	②	○	○	① 50㎡以下 ② 150㎡以下
	危険性や環境を悪化させるおそれがやや多い工場												○	○	■ 農産物を生産、集荷、処理及び貯蔵するものに限る。
	危険性が大きいおそれか又は著しく環境を悪化させるおそれがある工場												○	○	※著しい騒音を発生するものを除く。
自動車修理工場	自動車修理工場						①	①	②		③	③	○	○	作業場の床面積 ① 50㎡以下 ② 150㎡以下 ③ 300㎡以下 原動機の制限あり
	火薬、石油類、ガスなどの 危険物の貯蔵・処理の量	量が非常に少ない施設				①	②	○	○	○	○	○	○	○	① 1,500㎡以下 2階以下 ② 3,000㎡以下
		量が少ない施設													
		量がやや多い施設													
量がが多い施設															
卸売市場、火葬場、と畜場、汚物処理場、ごみ焼却場等		都市計画区域内においては原則として都市計画決定が必要													

注) 本表は、建築基準法別表第二の概要であり、すべての制限について掲載したものではありません。また、詳細につきましては、特定行政庁にて確認してください。

図3—5 農業振興地域整備計画の体系

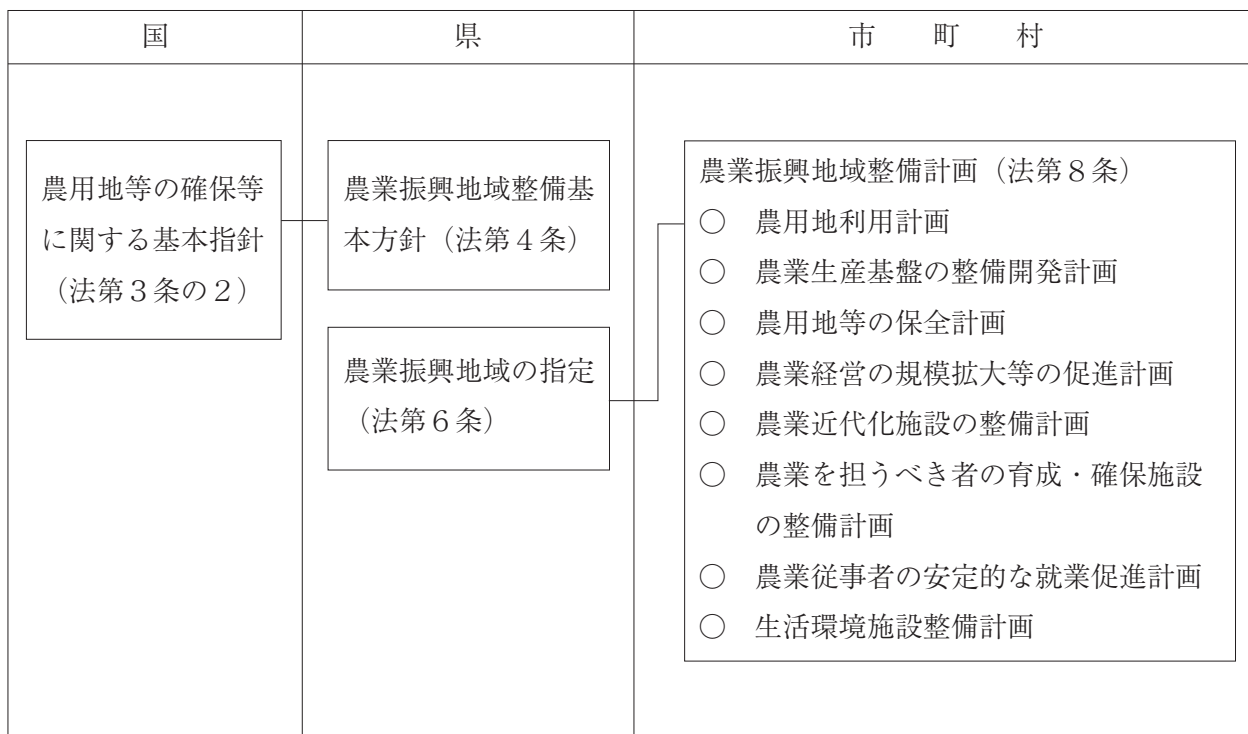


表3—5 農業振興地域の指定状況

(単位: ha)

農業振興地域総面積	農用地区域総面積	農用地区域内の用途地域					備考
		農地	採草放牧地	混牧林地	農業用施設用地	その他	
285,732	104,180	100,688	1,739	16	650	1,087	指定: 25市町

※小数点以下四捨五入したため、計と内訳が一致しない場合がある。

(令和4(2022)年12月31日現在)

資料: 農政部農政課

### 5 農業振興地域整備計画

- 農業地域の土地利用計画には、「農業振興地域の整備に関する法律」に基づく農業振興地域整備計画があります。
- この法律では、農業以外の土地利用計画との調整に留意して、優良な農用地を保全し、農業振興に関する施策を計画的に推進することを目的としています。  
 農業振興地域整備計画は、農業振興地域の指定を受けた市町村が策定する計画ですが、その体系は図3—5のとおりです。
- 本県の農業振興地域の指定状況を見ると昭和45(1970)年の農業振興地域整備基本方針の国の承認に基づき、25市町が指定されています。その面積は、令和4(2022)年12月31日現在で285,732haであり、県土面積の約45%を占めています。(表3—5)  
 農用地区域面積は、104,180haで農業振興地域の約36%です。
- 農用地区域内において、農用地等以外の用途に供する場合には、あらかじめ農業振興地域整備計画を変更し、農用地区域から除外する必要があります。

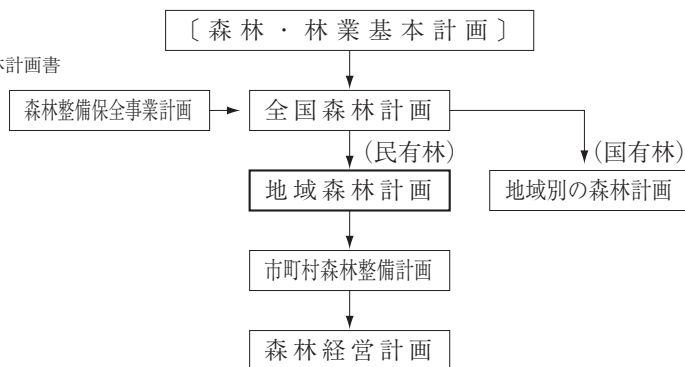
図3-6 森林計画区分と民有林面積  
(令和5(2023)年3月31日現在)



民有林 県計220,246ha

資料：那珂川・鬼怒川・渡良瀬川地域森林計画書  
(環境森林部森林整備課)

図3-7 森林計画体系



## 6 森林計画

- 森林地域は大きく民有林と国有林に分けられ、このうち民有林については、「森林法」に基づき知事が地域森林計画を立てています。(図3-7)
- 地域森林計画では、その対象区域、森林整備等に関する基本的事項等が定められており、地域の特性に応じた森林整備及び保全の目標等を定めています。また「森林法」においては、適正かつ持続的な森林の利用を確保するために、森林所有者等の地域森林計画の遵守義務、伐採及び伐採後の造林の届出、森林の土地の所有者の届出、施業の勧告等が規定されています。
- 本県の地域森林計画は、那珂川、鬼怒川、渡良瀬川の3計画区、25市町の民有林220,246ha(令和5(2023)年3月31日現在)が対象となっています。(図3-6)
- 地域森林計画対象民有林で1ha(令和5(2023)年4月1日から、太陽光発電設備の設置を目的とする行為については0.5ha)を超える開発行為は知事(市町長)の許可が必要であり、その開発行為が森林のもつ公益的機能を阻害しないよう規制しているのが、林地開発許可制度です。(資料11)
- 地域森林計画対象民有林を開発するに当たっては、森林の有する機能を阻害しないよう森林の適正な利用を確保していくように心がける必要があります。



図3-8 自然公園計画体系

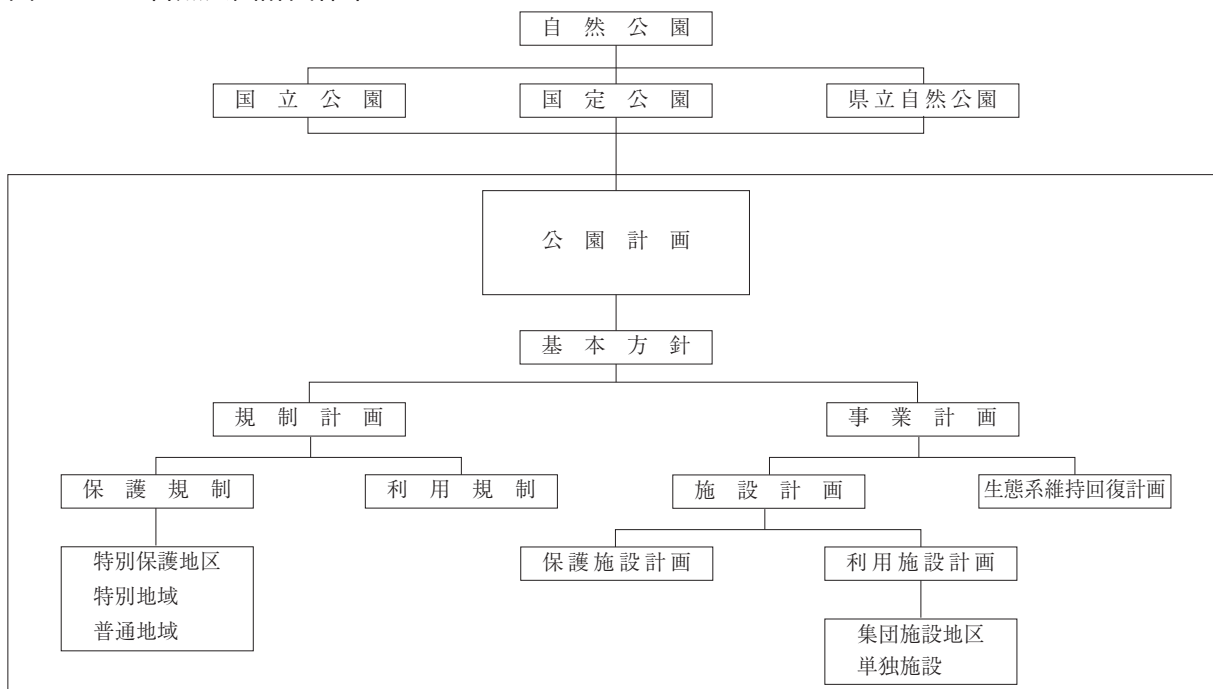


表3-6 県内自然公園一覧

令和5（2023）年3月31日現在

日光国立公園					公園面積	特別保護地区	特別地域	普通地域	関係市町	
昭和9(1924).12.4	昭和25(1950).9.22	昭和60(1985).9.5	平9(1997).9.18	平17(2005).7.12	平20(2008).3.18					
(日光地区)	(区域拡張：藤原、栗山、塩原、那須地区)	(那須、塩原地域一部削除)	(日光地域再検討)	(日光地域再検討)	(那須変更)	103,634ha	1,015ha	47,854ha	54,765ha	日光市、塩谷町、矢板市、那須塩原市、那須町
尾瀬国立公園					公園面積	特別保護地区	特別地域	普通地域	関係市町	
平成19(2007).8.30					1,147ha		1,147ha			日光市

県立自然公園名	指定年月日	公園面積	特別地域	普通地域	関係市町
益子	昭30(1955).3.1	2,136.0ha	581.0ha	1,555.0ha	益子町、茂木町
太平山	昭30(1955).3.25	1,079.0ha	297.0ha	782.0ha	栃木市
唐沢山	昭30(1955).3.25	1,343.0ha	433.0ha	910.0ha	佐野市、栃木市
前日光	昭30(1955).3.25	10,982.0ha	1,756.0ha	9,226.0ha	鹿沼市、日光市
足利	昭31(1956).11.13	1,320.0ha	439.9ha	880.1ha	足利市
宇都宮	昭35(1960).3.15	1,883.0ha	76.0ha	1,807.0ha	宇都宮市
那珂川	昭42(1967).3.10	3,001.4ha	976.5ha	2,024.9ha	那須烏山市、茂木町、市貝町
八溝	昭46(1971).7.20	6,918.0ha	1,131.0ha	5,787.0ha	那須町、大田原市、那珂川町
計 8 県立自然公園		28,662.4ha	5,690.4ha	22,972.0ha	

資料：環境森林部自然環境課

## 7 自然公園計画

- 自然公園は、すぐれた自然の風景地を保護するとともに、利用の増進を図り、国民の保健、休養等に資するとともに生物多様性の確保に寄与することを目的として「自然公園法」及び「都道府県立自然公園条例」に基づき指定される地域で、国立公園、国定公園及び都道府県立自然公園の3種類があります。

自然公園の適正な運営の基本的な指針となる公園計画は、規制計画と事業計画で構成されます。さらに、規制計画は保護規制と利用規制で構成され、事業計画は、施設計画と生態系維持回復計画で構成されます。(図3-8)

- 自然公園内での各種行為は、許可や届出が必要となる場合があります。(資料13)
- 本県には、令和5（2023）年3月31日現在で2つの国立公園（日光、尾瀬）と8つの県立自然公園があり、その面積は133,443haで県土面積の約21%を占めています。

自然公園の構成比率をみると、特別保護地区0.8%、特別地域41.0%、普通地域58.2%となっています。(表3-6、図3-9、資料4)

図3-9 栃木県自然公園・自然環境保全等地域図

令和5（2023）年3月31日現在



表3-7 国指定 生息地保護区

番号	地域名	所在地	面積
①	羽田	大田原市	60.60ha

表3-8 国指定 自然環境保全地域

番号	地域名	所在地	面積
△	大佐飛山	那須塩原市	545.00ha

表3-9 県指定 自然環境保全地域

番号	地域名	所在地	面積
①	鷺子山	那珂川町	24.70ha
②	氷室	佐野市	773.10
③	箒根	那須塩原市	6.20
④	親園	大田原市	184.90
⑤	多田羅沼	市貝町	24.00
⑥	佐貫観音	塩谷町	19.73
⑦	七千山	那須塩原市	691.90
⑧	作原	佐野市	1,278.51
⑨	栃久保	〃	94.97
⑩	長谷場	〃	42.17
⑪	出流山	栃木市	58.59
⑫	鮎田	茂木町	16.27
⑬	東高原	矢板市	107.28
⑭	松倉山	那須烏山市・茂木町	15.12
⑮	焼森山	茂木町	74.91
⑯	小埜	那須烏山市	5.00
⑰	石尊山	足利市	34.71
⑱	与洲	鹿沼市	173.37
⑲	岩舟山	栃木市	7.35
⑳	尾出山	鹿沼市	37.04
㉑	南高原	塩谷町	1.60
㉒	根本沢	佐野市	61.57
㉓	袈裟丸山	日光市	204.21
㉔	湯西川	日光市	589.00
㉕	尚仁沢	矢板市・塩谷町	138.00
㉖	弁天沼	日光市	7.99
㉗	鬼怒川中流域	宇都宮市・さくら市	54.00
㉘	下川井	那須烏山市	10.40
㉙	小代	日光市	0.02
計			4,736.61

資料：環境森林部自然環境課

## 8 自然環境保全

- すぐれた自然環境（自然公園を除く。）を将来に残すため、「自然環境保全法」及び「自然環境の保全及び緑化に関する条例」に基づき、自然環境を保全する地域が指定されています。
- 希少野生動植物の生息環境を将来に残すため「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律」に基づき生息地保護区が指定されています。
- 保全地域には、環境大臣の指定する「原生自然環境保全地域」及び「自然環境保全地域」と、条例に基づき知事が指定する「栃木県自然環境保全地域」及び「栃木県緑地環境保全地域」があります。
- 自然環境保全地域は、良好な自然環境を形成し、将来にわたってそのすぐれた環境を残していくべき地域で、本県では、令和5（2023）年3月31日現在で国指定が1ヶ所、県指定が29ヶ所の併せて30ヶ所、約5,281haが指定されています。  
また、県緑地環境保全地域は、自然的社会的諸条件から見て緑地環境を保全することが特に必要な地域で、14ヶ所、約138haが指定されています。

（図3-9、表3-7、3-8、3-9、資料5）

- これらの保全地域では、一定限度を超える行為をする場合は許可又は届出が必要となります。  
（資料14）